佐賀県育成会だより

～知的障がい者のしあわせ～

第65号　令和5年11月15日発行

～佐賀県手をつなぐ育成会～
詳しくはホームページをご覧ください。

この機関紙は“赤い羽根共同募金”の配分金を受けて刊行しています。
寄付者の皆様ありがとうございました。

一般財団法人佐賀県手をつなぐ育成会

新会長　大竹（おおたけ）　義治（よしはる）

６月の理事改選により、新会長に選任されました大竹義治と申します。ご挨拶が遅くなり申し訳ありません。

鳥栖市在住で自閉症の息子（37歳）と同居中です。育成会活動は定年退職を機に鳥栖市手をつなぐ育成会に参加したのが始まりで県理事の経験は４年です。本業（税理士）を続けながらの活動になりますが、育成会活動に邁進いたしますので、ご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、猛威を振るった新型コロナウイルスも扱いが５類となり、社会は落ち着きを取り戻しつつありますが、新型コロナウイルスがなくなったわけではありません。そのような状況の下、４年ぶりに「第64回障がい児（者）の教育・福祉・就労研修佐賀県大会」（上峰町民センター）を本年７月に開催することができました。このことは、関係者一同の大いなる喜びでもあり、また、会員の皆様のパワーを感じた一日でもありました。障害者福祉サービスに関しましては、先輩方のご努力で整備されてきていると感じていますが、虐待防止や意思決定支援など多くの課題が残っています。また、育成会としては、会員の皆様の高齢化、それに伴う会員数の減少という課題が残っています。

障がい者が地域社会で伸び伸びと楽しく暮らせる社会を目指して、会員はじめ関係者の皆様のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げるとともに、皆様方のご多幸をご祈念申し上げます。

令和５年度政調懇談会
自由民主党佐賀県支部連合会

開催日：令和５年９月５日（火）　場　所：ガーデンテラス佐賀　マリトピア

令和６年度県予算・主要事業に対する提案事項について意見交換をしました。提案の一例をご紹介します。

懇談会の様子

○障害グループホームの居住地特例について

障害者総合支援法に規定される特定施設に該当する施設に入所した場合、居住地特例として、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、その支給決定等は当該施設入所前の市町村が実施することとされています。

障害者グループホームは障害のある人が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場とされています。

しかし、障害者グループホームは居住地特例の対象となっているため支給決定の実施主体は、現に住んでいるグループホームのある市町村ではなく、グループホームに入る前の市町村で申請等の手続きを行わなければなりません。今の住まいの市町村であれば、障害者本人が申請窓口に直接行って窓口の職員と対面することにより職員に本人の存在を知ってもらうことができます。また療育手帳の手続きも出身市町村となっているため、窓口に相談に行ってもその人の成育歴・障害歴をしめすものがなく相談対応が困難になる場合があります。

【要望事項】

障害者グループホームが、障害のある人が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場として、身近な市町村窓口において各種手続きを行うことができるよう、障害者グループホームを居住地特例の対象外施設となるよう要望します。

第64回障がい児（者）の教育・福祉・就労研修大会を開催しました

新型コロナウイルス感染症が流行し、開催が中止となっておりましたが、令和５年７月30日（日）、４年振りに上峰町民センターにて、大会スローガン『明るく楽しく暮らすための意思決定支援』、『「なんとかなるだろう」ではない　親亡き後』を掲げて開催しました。

佐賀県知事をはじめ、国会議員の皆様等よりお祝いの言葉をいただき、盛会に終わることができました。参加者の皆様、ご協力いただいた皆様、心よりお礼申し上げます。

中央情勢報告「法制度のうごき・全育連のうごき」、基調講演「地域共生社会と障害のある人の暮らし～多様性のある地域社会を目指して～」全国手をつなぐ育成会連合会の常務理事兼事務局長　又村あおい氏に講演していただきました。

中央情勢報告【法制度のうごき・全育連のうごき】
常務理事兼事務局長　又村あおい氏

・**障害児支援**において、児童発達支援・放課後等デイサービスは「総合支援型（仮称）」が基本となる。学習塾やスポーツ塾のような特化したサービスではなく、子どもの総合的な発達を支援するような取組が求められる。

・**児童発達支援センター**では、専門的機能を強化し、保育所等訪問支援や相談支援の併設を原則とするようになる。

・**障害児入所施設**については、18歳以降も入所する「加齢児」をなくすよう、都道府県・制令市単位で成人サービスへの移行を調整することとなった。

・**障害者の居住支援**としては、日中サービス支援の現状を踏まえ、重度（高齢）障害者へ対応できる制度のあり方を検討する。強度行動障害への対応など高い専門性を要する支援に対する報酬評価や、医療的ケアや高齢化などに対応する特別な設備を要することに対しての評価などを設定することとなる。

・**GH（グループホーム）**からの自立を希望する人への支援（退去後の支援も含む）をGHの本来業務へと位置付ける。GHだけでなく、障害者の居住支援として、地域生活支援拠点について法令上の位置付けを明確にし、地域生活支援拠点へのコーディネーター配置を促進する。

・**自立生活援助・地域定着支援**については相談支援事業者が参入しやすいように制度を見直す。

・**就労支援**については、アセスメント（ニーズの把握と就労能力や適性の評価）に特化したサービスである就労選択支援を新設するようにし、企業就労している人が、働き始めなどに就労継続支援や就労移行支援を利用できるようにする。

以上のような各福祉サービスについて、利用者負担については、今回の法改正では見直しを行わないこととする（現状維持）。

また、障害者虐待防止法の取組の強化が図られることとなり、虐待防止委員会や責任者の配置及び職員研修が事業所において義務化される。身体拘束の廃止に関する委員会・指針・職員周知も義務化される。

障害者差別解消法が改正され、これにより民間企業における合理的配慮の提供が義務化される。それを踏まえ、障害理解に関する啓発の動きが活発化している。地方自治体に対しては、この啓発活動の実施が義務づけられることとなった。

平成28年に施行された成年後見制度は見直しの議論が進んでいる。知的障害分野での利用が進まない背景（問題点）「一度使うと戻れない。後見人の変更ができない。財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分。支払うべき報酬が高い。」などを踏まえた見直しが求められる。

さらに、令和４年５月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（情報コミュニケーション法）」が制定された。全国どこでも障害の有無に関わらず同一内容の情報を同一のタイミングで取得できることを目的としている。知的障害分野においては「分かりやすい版」などの展開につなげる必要がある。

以上のような法や制度の見直しや改善が進められている。

全国手をつなぐ育成会連合会の動きとして、国大会（愛媛県）の説明や令和５年度の重点取組の説明が行われました。

第64回障がい児（者）の教育・福祉・就労研修大会　表彰

表彰受賞者の皆様　おめでとうございます。

感謝状

【佐賀県特別支援教育研究会】

福　田　登志子 様　唐津市立田野小学校
光　岡　留　美 様　鹿島市立浜小学校
鈴　山　俊　幸 様　うれしの特別支援学校
谷　川　忠　光 様　佐賀大学教育学部附属特別支援学校
末　次　美由紀 様　唐津特別支援学校

【佐賀県知的障害者福祉協会】

宇都宮　由　記 様　九千部学園
的　野　きわめ 様　若木園
菱　岡　幸　雄 様　青葉園

【育　成　会】

原　口　秋　子 様　元みやき町民生・児童委員

表彰状

【育　成　会】

坂　井　正　隆　様　江北町手をつなぐ育成会
一ノ瀬　由美子　様　富士学園家族会

【本人表彰】

松　嶋　優　　様　エフピコダックス（株）
大　川　貴　紀　様　有限会社　みのり

第１分科会

講演：「想い」を形に！ぜひ知って欲しい！親亡き後の財産管理（家族信託）
講師：やなぎ司法書士事務所司法書士　　柳橋　儀博　様

「家族信託」は家族による「財産管理」で財産の元々の所有者である親「委託者」が家族（主に障害のないこども）等「受託者」に財産の管理・運用・処分を任せられる契約である等の話しをされました。講演を聞かれた方は、「説明がわかりやすかった。」「また、聞きたい。」等の感想がありました。

第２分科会

講演：「本人の幸せを願う意思決定支援」
講師：牧﨑　茂　　氏（鳥栖市手をつなぐ育成会会長）
進行：芹田　洋志 氏（しょうがい生活支援の会すみか　代表理事）

第２分科会では、意思決定支援のガイドラインの理解と具体的な取り組みの例、個別支援計画書への反映についての講演でした。
「分科会は丁寧な説明でよかった。」と、感想がありました。

本人分科会

午前中は、チームに分かれてボッチャ、フライングディスク、卓球バレー等の軽スポーツをしました。皆さん、声をだして楽しくされていました。午後からは、３名の方に「今思っていること」自己紹介・現状報告・やりたいことを発表していただきました。

司会者：寺崎真由美さん
　　小川　和哉さん（NPOわかば）
発表者：鮎川　寛子さん
　　小松祥次郎さん
　　楢崎　湧大さん
助言者：三城眞貴枝さん
　　（神埼市手をつなぐ育成会会長）

発表者は、「令和７年の大阪の万博に行きたい。」「結婚したい。」「これから、お金を少しでも貯金したい。」「このまま元気で仕事をして、皆と仲良く暮らしたい。」などの将来の希望を発表されました。

～安永健太さんが残したものを風化させないために～

映画「いつもの帰り道で」YouTubeで公開中（無料）
https://youtu.be/ckt6LSa9gKE

作品概要や詳細は、同会ウェブサイトまで。

〇安永健太さん事件に学び共生社会を実現する会
http//yasunagajikenwokangaeru.blogspot.com

健太さんの事件から15年がたって、知的障害のある人に対する理解も少しひろまりましたが、まだまだ同じような事件はなくなりません。そこで作成したのがドキュメンタリー映画「いつもの帰り道で」です。健太さんがなぜ死ななければならなかったのでしょうか。ぜひ、このドキュメンタリー映画をご覧になっていただきたいと思います。

資料提供：（一社）全国手をつなぐ育成会連合会
「手をつなぐ」　2023.7月号より転載

令和５年度の大雨による災害にかかる義援金の募集のお願い
（一社）全国手をつなぐ育成会連合会

「令和５年５月28日から７月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」が激甚災害指定された事を受け義援金の募集をすることとなりました。被災地支援のために温かいお気持ちをお寄せくだいますよう心よりお願い申し上げます。何とぞ、ご協力のほど、お願い申し上げます。

【振込先】
佐賀銀行　本店営業部
普通預金　3130110
一般財団法人佐賀県手をつなぐ育成会
会長　大竹　義治（オオタケヨシハル）

※佐賀県育成会で取りまとめて、全国手をつなぐ育成会連合会へ送金します。

令和５年度　県育成会行事予定

10	7（土）	第２回　九州地区手をつなぐ育成会連絡協議会　役員会	福岡国際会議場
	8（日）	第62回　九州地区手をつなぐ育成会　福岡市大会	福岡国際会議場
	26（木）	佐賀県手をつなぐ育成会事業所協議会　運動会	すぱーく上峰
11	1（水）	佐賀県社会参加推進協議会	福祉会館　集会室
	22（水）	佐賀県手をつなぐ育成会事業所協議会　施設長（運営管理者）会議	福祉会館　集会室
12	3（日）	第12回障害者の主張大会	アバンセ
1	24（水）	市町育成会会長・施設保護者会（家族会）会長等会同	福祉会館　集会室
	27 ～ 28	全国手をつなぐ育成会連合会全国大会　愛媛大会	愛媛県松山市
2	24（土）	全国手をつなぐ事業所協議会全国研修大会　長崎県大会	出島メッセ長崎
	未　定	佐賀県手をつなぐ育成会事業所協議会　ボウリング大会	佐賀市
	未　定	理事会	未定
	未　定	第３回九州地区手をつなぐ育成会連絡協議会役員会	福岡市
3	未　定	全国手をつなぐ育成会連合会正会員代表・事務局長会議	東京

一般社団法人
全国手をつなぐ育成会連合会の
会員の皆様へ

手をつなぐがん保険（団体総合生活保険）

障がいのある方とそのご家族をワイドにお守りする保険です

なぜ障がいのある息子はがん保険に加入できないのでしょうか?(*)

(*)ぜんち共済のお客様アンケートより

久保会長とぜんち共済社長の榎本が「手をつなぐがん保険」に対する思いを対談形式で語っています。また、又村事務局長による加入方法のご案内もあります。動画を是非ご覧ください!!

動画はこちらから
https://youtu.be/MU8sw5liByk

特長1
代理手続き代理告知が可能
障がいのある方向けプラン

特長2
告知対象疾患の緩和
障がいのある方向けプラン

特長3
“親なきあと”に備える補償
障がいのある方のご家族向けプラン

この広告は、「手をつなぐがん保険」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。「手をつなぐがん保険」は団体総合生活保険のペットネームです。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

手をつなぐがん保険に興味を持たれた方は下記お問い合わせ先（取扱代理店）に資料請求をお待ちしております。

[お問い合わせ先取扱代理店]
ぜんち共済株式会社
〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5　九段北325ビル4階
0120-322-150
TEL：03-6910-0850 / FAX：03-6910-0851
URL：http://www.z-kyosai.com/
MAIL：gan@z-kyosai.com
（営業時間 平日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く））

たった1分
スマホでカンタン資料請求
※QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

[引受保険会社]
東京海上日動火災保険株式会社
公務第一部東京公務課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4126（営業時間:平日9:00～17:00）

2021年3月作成　20-TC10720